

2020年4月16日

KES 審査登録事業者
経営者各位

特定非営利活動法人 KES 環境機構
専務理事 長畑和典

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる審査の延期について

平素からの貴社における環境経営への取組に心より敬意を表する次第です。

さて、2020年4月7日に「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言」が政府から発せられ、緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県になったことから、この地域に所在する事業所の審査の延期、地域内在住の審査員による審査・コンサル活動を自粛する対応措置を行ってまいりました。

その後、全国の自治体でも独自の緊急事態宣言・非常事態宣言等の要請が発せられている状況や京都府なども含める地域拡大の検討が行われていることを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止策について、全国でより一層の取組が必要と判断し、下記のとおり、緊急事態宣言における指定自治体、区域だけでなく、全国を対象に「審査」の延期を決定いたしました。

事業者のみなさまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後も政府、自治体、社会の動向を注視し、更なる決定をした場合には、速やかにご連絡させていただきます。

記

1. 2020年4月20日から5月6日までの間、登録、更新及び確認審査を予定している事業者様につきましては、すべての審査を延期させていただきます。
2. 審査延期に伴い有効期間を終え、今月末から5月末に更新日を迎える事業者様については、登録を継続扱いとさせていただきます。

有効期限は政府・自治体による緊急事態宣言が解除された後、延期した更新審査が実施された月（の末日）までとし、審査延期が不利とならないよう配慮いたします。

※更新手続き中である旨の証明が必要な場合は、KES環境機構事務局までメールでお知らせください。（連絡先メールアドレス：kes-ems@keskyoto.org）

なお、KES環境機構の事務所は、平日9時～17時まで営業していますので、質問などございましたら遠慮なくお問合せください。

付記

各組織におかれましては、感染拡大防止のために活動の見直しが必要となる可能性もあるかとは存じますが、活動記録などについては支障のない範囲で継続していただきますようお願い致します。

なお、審査延期期間中の活動やその記録方法については近日中にお知らせする予定です。